

第 148 号 (2018 年 6 月)

## ■ 特 集

- ◆ 業務監査から見た中堅・中小企業の中国現地法人の中国拠点の内部管理上の問題点  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 ..... 1

## ■ 経 済

- ◆ 米中貿易摩擦の足元の状況と貿易不均衡について  
MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY..... 5

## ■ 人民元レポート

- ◆ 中国人民銀行の預金準備率引き下げについて  
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部..... 9

## ■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：国家税務総局が租税条約上の「受益者」認定問題を明確化  
KPMG 中国 ..... 13

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集 「業務監査から見た中堅・中小企業の中国現地法人の中国拠点の内部管理上の問題点」

- ◇「現地法人の現状把握（問題点の洗い出し）と問題点の改善」を目的とする「業務」監査のサービスを通じて中堅・中小企業の中国現地法人を見ると、共通した内部管理上の問題が見られる。
- ◇具体的には、①現地法人の登記事項に対する確認不徹底、②権限委譲の不備、③従業員名簿の未作成、不備、④現地法人内諸規定の未整備と定期的見直し未実施、⑤在庫管理の不備、不徹底、⑥インターネットバンキングのダブルチェック体制の不備、⑦損金不算入項目の未点検、が挙げられる。
- ◇これらの事項で少しでも気になる点があれば、現地法人の内部管理状況のチェックが勧められる。

### 経 済 「米中貿易摩擦の足元の状況と貿易不均衡について」

- ◇米国と中国は、貿易摩擦が深刻化する中、5月17、18日にワシントンで公式の通商交渉を行い、共同声明を発表。中国は、米国からの輸入を大幅に増やし、米国の対中貿易赤字を減らすことで合意した。但し、合意内容は具体性に欠け、貿易摩擦が再び深刻化する可能性は残る。
- ◇米国の貿易赤字削減については、手法や規模、期間は別としてIMF等も推奨するもので、IMFは米国については財政健全化、生産性向上のための構造改革、貯蓄率引き上げに繋がる政策等を挙げ、中国に対してはセーフティ・ネットの拡充、国有企業改革、一段の市場開放等を挙げている。
- ◇今後、通商交渉が円滑に進み、中国が一定程度の要望に応じて米国の貿易赤字が縮小すれば、経済活動への悪影響の回避に加え、中長期的にみた世界経済の安定性が高まる可能性もある。なお、足元の状況は、大幅乃至慢性的な貿易赤字に起因する保護主義圧力の回避の難しさが改めて示されたと言え、貿易収支の不均衡に対しては、より事前に歯止めをかける方が好ましい。

### 人民元レポート 「中国人民銀行の預金準備率引き下げについて」

- ◇2018年4月、中国人民銀行（PBOC）は約2年ぶりに預金準備率を引き下げた。大部分の銀行の預金準備率を1%引き下げることによって、資金供給効果は約1兆3,000億元、内9,000億元はMLF（PBOCの銀行に対する中期資金供給）の早期返済、4,000億元は零細企業向け貸出に充当させる。
- ◇PBOCは今般の預金準備率引き下げを金融政策の変更ではなく金融調節手法の入れ替えと表明しており、市中への資金供給量を一定に保ったまま、銀行の資金調達コスト削減や資金偏在の縮小により、零細企業を中心とした実体経済への資金供給の促進効果を狙ったものと考えられる。
- ◇預金準備率引き下げは、米中貿易摩擦拡大による成長鈍化懸念と金融リスク抑制という中国が抱える2つの難題に対して有効であることから、今後さらなる準備率引き下げの可能性が高い。また、今後引き下げが行われた際は、銀行の資金調達コスト減少等の要因で短期金利はさらに低下する余地がある。

## スペシャリストの目

### 税務会計 「国家税務総局が租税条約上の『受益者』認定問題の明確化」

◇租税条約の優遇措置における「受益者」の解釈を更に明確にした「租税条約における『受益者』関連問題に関する国家税務総局の公告」(9号公告)が18年2月6日、国家税務総局より公布。18年4月1日移行発生する納税行為かつ租税条約上の優遇税率適用を申請する場合に適用。

◇9号公告は、外国企業が受け取る中国源泉所得(利息、配当、利息、賃料、ロイヤリティー等)に対する租税条約上の優遇税率の適用に必要な「受益者」認定について、①セーフ・ハーバー・ルールの適用を拡大、②「実質的な経営活動」の認定要件について事例を列記して明確にした。

◇今回の改訂は、総じていえば納税者にとって有利な方向となっているものの、解釈に提供された事例における「受益者」の判断基準が厳格になっており、各地税務当局の実務上の運用と判断基準などに留意する必要がある。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2018年6月25日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>

**業務監査から見た中堅・中小企業の中国現地法人の中国拠点の内部管理上の問題点**

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)  
コンサルティング事業本部  
国際業務支援ビジネスユニット  
国際アドバイザー事業部  
部長 寺澤 輝彦

私が所属する三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)〔略称：MURC〕国際アドバイザー事業部では中国の現地法人を対象とする「業務監査」と言う「現地法人の現状把握（問題点の洗い出し）と問題点の改善」を目的とするサービスをお客様に提供しています。

今回はこの業務監査を通じて見た最近の日本の中堅・中小企業の中国現地法人における内部管理上の問題点について、お話したいと思います。お客様によって問題点は様々ですが、あくまでも共通してよく見られる点は以下の通りです。

- ①現地法人の登記事項に対する確認不徹底
- ②権限委譲の不備、不徹底
- ③従業員名簿の未作成、不備
- ④現地法人内諸規定の未整備と定期的見直し未実施
- ⑤在庫管理の不備、不徹底
- ⑥インターネットバンキング処理時のダブルチェック体制の不備
- ⑦損金不算入項目の未点検

上記7点について夫々お話し致しましょう。

**1. 現地法人の登記事項不徹底**

日本本社の人事異動で現地法人の董事長が変更となり、日本本社は現地法人に董事長変更の依頼を出していましたが、弊社が現地で工商行政管理局の現地法人の登記内容を確認した所、董事長は変更されておらず、現地法人側で多忙の為、変更登記手続を失念していたことが判明しました。

ある現地法人では上述した変更登記手続の点検を行う為に現地法人の登記内容を現地工商行政管理局から入手して貰った所、登記されている投資総額の金額が現地法人の定款上で定められている投資総額の金額と異なっていることが判明しました。中国では投資総額と登録資本の差額が外貨借入枠となる為、大変重要な点です。本ケースは原因が現地法人側にあるか当局である工商行政管理局側のミスなのかは不明ですが、早急な対応が必要となりました。

現地法人としては日常業務に忙しく、登記事項の変更手続を失念することが多々発生する恐れがありますので、日本本社としては現地法人の総経理等に確認を依頼する、現地法人に定期的に現地工商行政管理局から登記事項を入手させることを制度化する等の対応の検討をお勧め致します。

## 2. 権限委譲の不備、不徹底

支出金額の上限や仕入／外注価格の承認等現地法人の業務は明確な取り決めがない場合でも、何とか回って行きます。しかし、一旦不祥事が発生した場合、その責任の所在と体制が問題視され、企業の内部統制管理上大きな問題となります。

その為には権限委譲書の作成や個別の権限委譲書の作成が不便であれば、決裁権限一覧表の作成で対応する必要があります。一方、授権者の権限と責任を明確にしておくことは人事考課や人事評価にも利用することができます。

日本人の場合、日本では終身雇用が一般的で且つ足りない部分は皆が協力して仕事を行う傾向があり、責任を明確にする文書の作成や契約で責任と義務を明確にすることに慣れていない為、抵抗感がありますが、文化・習慣が異なる海外では現地法人運営上必要なものとして対応が求められます。

## 3. 従業員名簿の未作成、不備

労働契約法第7条は「使用者は雇用開始日から直ちに労働者と労働関係を確立する。使用者は調査に備え、従業員名簿を設置しなければならない」と定めており、現地法人は従業員名簿の作成が義務付けられています。同名簿を作成していない現地法人が散見されますが、自社作成の人事資料を代用して対応するとの会社も多いようです。従業員名簿作成に関しては、労働契約法実施条例第8条が従業員名簿の記載事項として以下を列挙しています。

- ①労働者の氏名、性別
- ②公民確認証番号
- ③戸籍住所及び現住所、連絡方法
- ④雇用形態
- ⑤雇用
- ⑥労働契約期間等

従業員名簿が作成されている場合でも、上記記載事項が網羅されていないケースが見られますので、注意が必要です。

上述のように自社作成の人事資料を代用するのも一法ですが、作成が義務付けされているのであれば、従業員名簿を作成し、同名簿を人事資料として利用するも現実的な対応と言えます。

尚、労働契約法実施条例第33条は「使用者が労働契約法の従業員名簿の設置に関する規定に違反した場合、労働行政部門が期限を定めて是正を命じる。期限を過ぎても是正しない時は労働部門が2,000元以上2万円以下の過料に処する。」と罰則を定めていますので、注意が必要です。

## 4. 現地法人内諸規定の未整備と定期的見直し不備

就業規則、財務規定、人事規定等の基本的な諸規定が作成されていない場合や、諸規定が作成されているものの、実態と内容が異なっていたり、新しい法律や規定に合致していない場合がよく見られます。

又、製造業の場合、ISO取得の為、製造現場のマニュアル化ばかりではなく、それに関連した事務手続文書が作成されているケースがありますので、現地法人内で一度社内規定の整理整頓をされては如何でしょうか。

現地法人運営上、社内規定が未整備でも、日常業務は回って行きますが、現地法人の規模が拡大したり、社歴を重ね、既成事実が存在する場合、新たに社内規定を整備するには時間と労力が掛かることから、現地法人立ち上げ時等、初期段階での導入、整備をすると共に社内規定を整備されている場合は定期的な見直しの実施が必要です。

## 5. 在庫管理の不備、不徹底

在庫管理は原価計算の基本であり、定期的な実施が不可欠ですが、内部統制管理以前の問題と言えます。正式な棚卸が実施されていない場合や外注先にある原材料在庫や仕掛品在庫が把握されていないケースが見られます。又、製品倉庫が現地法人所在敷地内でない場合、在庫管理が漏れるケースがありますので、注意が必要です。

在庫管理は複数部門（製造部門と財務部門等）で実施すると共に外注先に対しては必ず毎月末在庫数量の一覧表の提出を義務付け、完成数量との整合性をチェックする等の措置や仕組みが不可欠です。

在庫管理は基本中の基本で、会社の所在地に関わらず、実施は必須です。日本本社では想定していない事態が現地法人では発生する恐れがありますので、注意が必要です。

## 6. インターネットバンキング処理時のダブルチェック体制の不備

皆さんもご存知の通り、現在、中国ではインターネットバンキングの利用が日本以上に進んでおり、特に上海市の場合、小切手は現金の引出のみに限定されているケースが多いようです。

日系銀行が提供するインターネットバンキングシステムでは支払指示が発信される為には最低 2 名、即ち、データ入力者と入力内容点検の上、発信承認を行うと言う 2 段階の手続が最低必要となりますが、地場銀行が提供するインターネットバンキングシステムでは 1 名のみで支払指示が発信できることが選択可能となっている場合がありますので、注意が必要です。ある会社では総経理が知らない間に財務部長 1 名で支払指示が発信できるようになっていることが判明しました。財務部長に事情を聞いた所、総経理が多忙で且つ 1 名で支払指示が発信できることが選択可能であったことから、総経理の負担軽減の為に実施したとの回答がありました（総経理の承認を得ずに、1 名での支払指示発信を選択すること自体が組織権限上問題であることを理解していないのか自分の独断で決定してしまったミスを認めない為の発言かは不明）。

一方、最低 2 名での方法が採用されている場合でも、出納係がデータ入力、会計係が入力内容点検の上、発信承認を行っているケースがありました。2 名での分業であり、一応牽制は掛っているものの、入力内容点検の上、発信承認は責任者である財務部長が実施する体制へ改善する必要があります。

現地法人のインターネットバンキングのダブルチェック体制を一度確認されることをお勧め致します。

## 7. 損金不算入項目の未点検

損金不算入項目を点検する為には、現地法人から法人税申告書を入手する必要があります。即ち、現地法人は企業所得税（所謂「法人税」）納付の為、年度納税申告（所謂「確定申告」）を毎年行っています。現地法人自身で確定申告を行っている場合、現地法人に同申告書の「控え」があり、確定申告の代行を委託している場合、税理士事務所が「企業所得税確定申告鑑証報告書」（中国語：「企業所得税汇算清缴鑑証報告」）を発行しますので、現地法人から「控え」或いは報告書のコピーを入手します。

入手した資料（確定申告書「控え」或いは報告書）の中に「納税調整項目明細表」（中国語も同様）があります。同表は財務上計上された収入、原価、費用や損失等において企業所得税の所得金額を計算する上で調整が発生した項目が記載されている表で、以下 7 項目の調整項目から構成されています。

- ①売上等の収入類調整項目
- ②交際費等の費用類調整項目
- ③減価償却等の資産類調整項目
- ④資産減損等の引当金調整項目
- ⑤不動産業企業の前売収入で計算された見積利益
- ⑥特別納税調整課税所得
- ⑦その他

特に②の費用類調整項目には「交際費」(損金算入の限度額が定められており、超過金額が記載される)、「罰金と被没収物損失」(コンプライアンス違反が発生した場合、罰金として記載される)、「税収滞納金」(納税遅延の場合、記載される)や「その他」【例えば、「発票」(正式領収証)の入手漏れがある場合に同欄に記載される】等の項目があります。

金額の大小に関わらず、コンプライアンス違反による罰金、納税遅延や「発票」(正式領収証)の入手漏れが発生した原因を明確にして、現地法人内部の手續や手順を見直す必要があります。

この為、損金不算入項目の点検は単に税金納付の問題ではなく、現地法人の内部管理強化に繋がることから、現地法人の年度納税申告書(確定申告書)を一度点検されることをお勧め致します。

上述の7事項は基本的な事項であり、全く問題にならない現地法人もあるかも知れませんが、少し気になる点があるようでしたら、現地法人の内部管理状況をチェックされては如何でしょうか。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)  
コンサルティング事業本部 国際業務支援ビジネスユニット  
国際アドバイザー事業部  
寺澤 輝彦  
住所: 東京都港区虎ノ門5-11-2  
Email: t-terasawa@murc.jp TEL: 03-6733-1031 (部代表)



米中貿易摩擦の足元の状況と貿易不均衡について

MUFG Union Bank, N.A.  
Economic Research NY  
Director and Chief U.S. Economist  
栗原 浩史

中国は、米国からの輸入を増加させることで合意

米国と中国は、貿易摩擦が深刻化するなか、5月17、18日にワシントンで通商交渉を行った(第1表)。米国が3月に中国の知的財産権侵害への制裁措置を発表後、公式の通商交渉は今回が2回目であった。前回5月3、4日の交渉とは異なり、今回は交渉後に共同声明が発表され、中国は、米国からの輸入を大幅に増やし、米国の対中貿易赤字を減らすことで合意している。

米国は、中国の知的財産権侵害への制裁として、500億ドル~1,500億ドル規模の輸入品に関税を賦課する構えをみせていたが、今回の合意を受け、当該措置は一先ず保留されることとなった。一方、中国側が求めていた通信機器大手、中興通迅(ZTE)への制裁措置については解除・緩和を見送った。

第1表:米中間の最近の主な通商関連の動向

|          | 米国   | 中国  |
|----------|--|---|
| 3月8日     | 鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課を発表                           |   |
| 3月22日    | 中国の知的財産権侵害への制裁措置を発表(中国からの輸入品500億ドルに25%の関税賦課) |   |
| 3月23日    | 鉄鋼・アルミニウムへの関税を発動                             | 鉄鋼・アルミニウム関税への報復措置を発表(米国からの輸入品30億ドルの関税引き上げ)      |
| 4月2日     |  | 鉄鋼・アルミニウム関税への報復関税を発動                            |
| 4月3日     | 知的財産権侵害への制裁措置について、500億ドルの関税引き上げの対象品目を公表      |   |
| 4月5日     |  | 知的財産権侵害への制裁措置に対する報復措置を発表(米国からの輸入品500億ドルの関税引き上げ) |
| 4月6日     | 中国からの輸入品1,000億ドルについて、関税引き上げを検討するよう指示         |   |
| 4月16日    | 商務省、中国通信機器大手ZTEへの制裁措置を発表                     |   |
| 4月17日    | 連邦通信委員会、安全保障上脅威となる企業から調達する米通信会社への補助金を停止      |   |
| 5月3、4日   | 米国の高官が訪中し、通商交渉                               |   |
| 5月17、18日 | 中国の高官が訪米し、通商交渉 → 中国が米国からの輸入を大幅に増やすことで合意      |   |

(資料)各種報道・資料より三菱UFJ銀行経済調査室作成

合意がなされたものの、貿易摩擦が再び深刻化する可能性は残る

米中間で合意がなされたものの、一連の通商交渉に先立って米国が中国へ送付していた要望書に比べると、合意内容は具体性に欠けるなど十分とは言えず、貿易摩擦が再び深刻化する可能性は払拭されていない。

要望書には、①「向こう2年間での対中貿易赤字の2,000億ドル削減(削減額は、これまで言及していた1,000億ドルから倍増)」、②「産業政策『中国製造2025』の対象産業等への中国政府による補助金の停止」、③「2020年7月1日までに、決定的に重要な産業以外の全ての商品への関税を、米国の関税を上回らない水準へ引き下げる」等が盛り込まれていた(第2表)。



第2表: 米国が中国へ送付した貿易関係改善のための要望書の概要

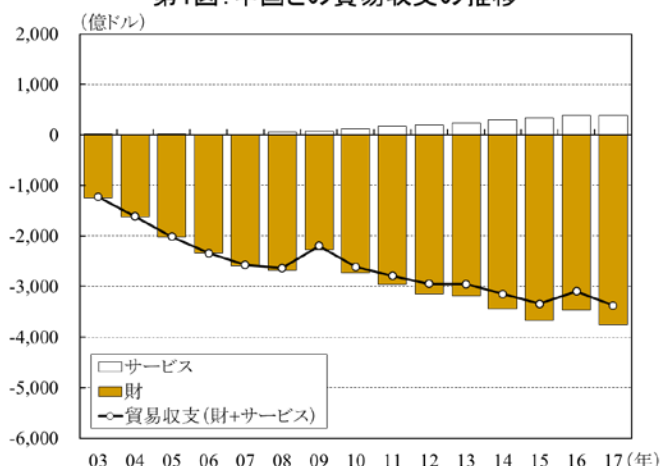
|                            |   |
|----------------------------|---|
| 対中貿易赤字を削減するために、中国が取り組むべきこと |   |
| (a)                        | 米国から中国への輸出品に対する、不適切な関税と非関税障壁の撤廃   |
| (b)                        | 技術移転と知的財産に関連する中国の政策や慣行の改善   |
| (c)                        | 中国内で活動する米国のサービス企業について、米国内で活動する中国のサービス企業と同等の扱いをする  |
| (d)                        | 中国は、米国の農業従事者や農産品へ報復をしない   |
| (1) 貿易赤字の削減                |   |
|                            | ・対中貿易赤字を、2018年6月1日からの1年間で1,000億ドル削減<br>・2019年6月1日からの1年間で更に1,000億ドル削減  |
| (2) 米国の技術と知的財産の保護          |   |
|                            | ・産業政策『中国製造2025』の対象産業において、市場を歪めたり過剰設備に繋がり得る補助金やその他の政府支援を直ちに停止<br>・技術移転に関する特定の政策や慣行を廃止(2019年1月1日まで)<br>・知的財産権の保護、執行を強化  |
| (3) 重要なテクノロジー産業への投資制限      |   |
|                            | ・米国が、安全保障上重要な産業や、重要なテクノロジー産業への投資を制限することに対して、反対や挑戦をせず、報復措置を取らない  |
| (4) 米国企業による中国への投資          |   |
|                            | ・中国は米国企業に課している投資制限や条件を緩和する。また、透明性を高める<br>・対中投資制限、外国資本の持株要件の撤廃等を通じて、米国の投資家を公平に扱う<br>・中国は、2018年7月1日までに、対中投資に関するネガティブリストを見直した上で公表。米国はその後90日以内に、米国の投資家にとって公平でない投資制限を特定し、中国へ伝達。中国は米国からリストを受領した後、両国によって決定されたタイムテーブルに沿って投資制限を迅速に撤廃 |
| (5) 関税と非関税障壁               |   |
|                            | ・中国は、決定的に重要な産業以外の全ての商品への関税を、米国の関税を上回らない水準へ引き下げ(2020年7月1日まで)<br>・米国は、決定的に重要な産業(『中国製造2025』を含む)の商品に対して、輸入制限や関税を課す可能性がある  |
| (6) 米国のサービス企業の取り扱い         |   |

(資料) 各種報道より三菱UFJ銀行経済調査室作成

### 米国は対中貿易赤字の半分以上の削減を要求していた

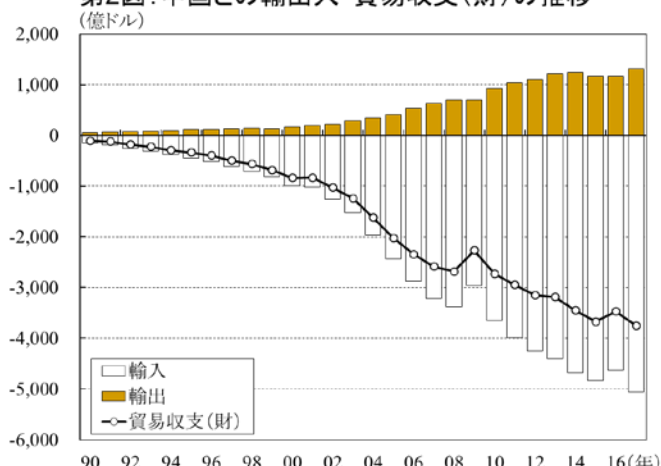
対中貿易赤字について、今回の共同声明では具体的な削減額は盛り込まれなかったが、要望書では向こう2年間で2,000億ドル削減を求めていた。米国の2017年の対中貿易赤字額は、財とサービスの合計で3,372億ドル、財のみで見ると3,752億ドルであり(第1・2図)、どちらの赤字額を基準としても、半分以上の削減に相当する。仮に、中国が米国からの財輸入を拡大することだけで貿易赤字を2,000億ドル削減しようとする、米国からの財輸入額を2.5倍にする必要がある。

第1図: 中国との貿易収支の推移



(資料) 米国商務省統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

第2図: 中国との輸出入・貿易収支(財)の推移



(資料) 米国商務省統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

**米国の貿易赤字を現行水準から縮小させること自体は、例えばIMF等も推奨**

このように貿易赤字の大幅削減を目指すトランプ政権の姿勢は、どう評価すれば良いのだろうか。貿易赤字削減の手法や規模、期間は別として、米国の貿易赤字を現行水準から縮小させること自体については、例えばIMF等も推奨してきた<sup>(注1)</sup>。

IMFは、米国の経常赤字は金融危機後に幾分縮小したものの、依然として過大であり、一段と抑制された方が好ましいとしている(米国の経常赤字の大部分は貿易赤字からもたらされている。第3図)。IMFがそのように考える背景は、①「世界全体でみた場合に、経常赤字国が米国や英国、経常黒字国が中国やドイツ等で固定化されつつあり、(そうした固定化は)貿易摩擦を誘発するリスクがある」、②「大幅な経常赤字でも問題の生じない経済構造を、米国がいつまで持続できるか不透明である」の2点に集約できそうだ。

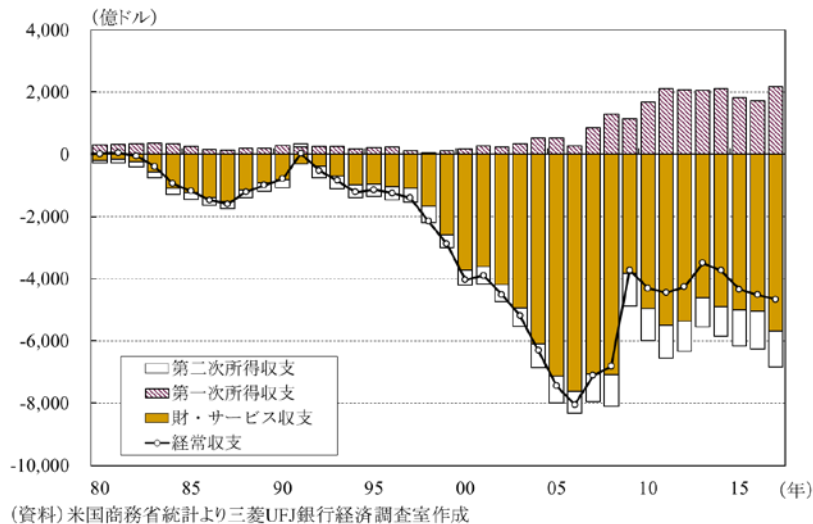
IMFは不均衡の解消策として、経常赤字国と経常黒字国の双方で適切なマクロ経済政策を採用し、所得と支出の水準を近づける必要があるとしている。米国については、ドルが過大評価されている点を指摘した上で、好ましい政策として、「財政健全化」、「生産性を向上させるための構造改革(例えば、インフラ投資拡大、税制改革、労働供給を拡大する政策等)」、「貯蓄率の引き上げに繋がる政策」等を挙げている<sup>(注2)</sup>。

一方、経常黒字が過大な中国に対しては、消費を増やして貯蓄を抑制することが必要だとし、好ましい政策として、「セイフティ・ネットの拡充」、「国有企業改革」、「一段の市場開放」等を挙げている。

(注1) IMFは2012年以降、世界全体と各国の経常収支動向について年次評価を実施し、各国に政策アドバイスを提示している。

(注2) これらは、昨年7月の年次評価における政策アドバイスである。トランプ政権の国内政策と比較すると、IMFが主張する政策のうち「財政健全化」は未着手ながら、「生産性を向上させるための構造改革」では具体策でIMFと見解が一致している。なお、米国の財政健全化(財政状況)については、2018年4月13日付 Weekly「ライアン下院議長が引退を表明、岐路に立つ米国の福祉改革と財政健全化」(<http://www.bk.mufg.jp/report/ecostw2018/MUFG-FOCUSUSAJ-W-04-13-2018.pdf>)を参照されたい。

第3図: 経常収支の推移



**大幅乃至慢性的な貿易赤字に起因する保護主義圧力を回避することは困難**

トランプ政権が中国へ送付した要望書の内容は、IMF の（中国に対する）推奨政策と類似しているものもある。今後継続されるであろう具体的な通商交渉が円滑に進み、中国が一定程度の要望に応じて米国の貿易赤字が実際に縮小すれば、経済活動への悪影響が回避されることに加えて、中長期的にみた世界経済の安定性が高まる可能性もあり、そのような展開が期待されるところだ。

なお、足元までの状況は、IMF が指摘していた貿易摩擦のリスクが少なからず既に顕在化したと捉えることもできる。大幅乃至慢性的な貿易赤字（経常赤字）に起因する保護主義圧力を回避することの難しさが改めて示されたと言え、貿易収支（経常収支）の不均衡拡大に対しては、より事前に歯止めをかける方が好ましいのかもしれない。

(2018 年 5 月 22 日)

(執筆者連絡先)

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY

Hiroshi Kurihara

E-mail : [hikurihara@us.mufg.jp](mailto:hikurihara@us.mufg.jp)



## 中国人民銀行の預金準備率引き下げについて

三菱東京UFJ銀行 (中国)  
環球金融市場部  
徳貞 太郎

### 1. はじめに

2018 年 4 月、中国人民銀行 (以下 PBOC) は約 2 年ぶりに預金準備率を引き下げた。本稿では今回の預金準備率の引き下げの影響および今後の見通しについて考察する。

### 2. 預金準備制度

預金準備制度とは対象となる金融機関に預金等の債務の「一定割合」を支払準備金として PBOC に強制的に預けさせる制度であり、この「一定割合」を預金準備率という。PBOC は預金準備率の操作を金融調節手法の 1 つとして用いており、預金準備率を上下させることにより資金供給・吸収を行ってきた。なお、かつて預金準備制度には預金保護の役割もあったが、2015 年に預金保護制度が導入されその役割は低下傾向にある。

### 3. PBOC の預金準備率操作

#### (1) 今回の預金準備率引き下げ

2018 年 4 月、PBOC は大部分の銀行の預金準備率を 1% 引き下げ、大型銀行および中小銀行の預金準備率はそれぞれ 16%・14% となった。

今回の引き下げによる資金供給効果は約 1 兆 3,000 億元であり、内 9,000 億元は MLF<sup>1</sup> の早期返済、4,000 億元は零細企業向け貸出に充当するよう PBOC から指示が出された。加えて、零細企業向け新規貸出増加、貸出金利削減、金融サービスの改善を MPA 評価<sup>2</sup> に追加する方針が発表された。また、今般の預金準備率引き下げは「穏健かつ中立的な」金融政策の変更ではなく、金融調節手法の入れ替えであると PBOC は表明している。

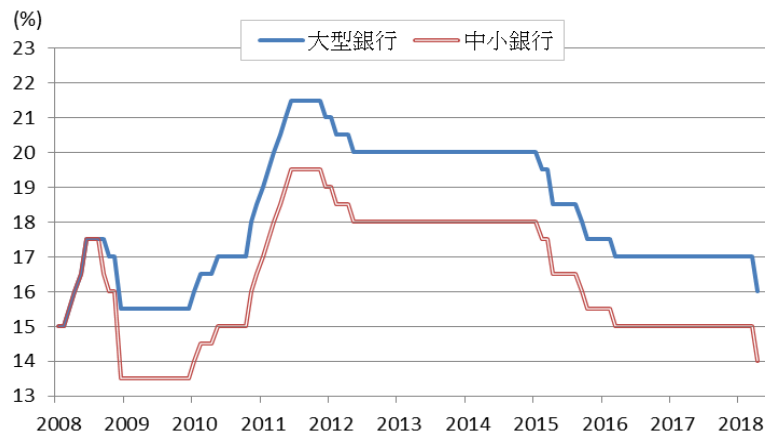
#### (2) 過去の預金準備率操作との比較

近年の PBOC の預金準備率操作は大きく分けて、2010 年～2011 年の主に金融危機後の大規模な財政出動によるインフレ抑制を目的とした預金準備率の引き上げと、2015 年～2016 年の金融緩和による景気刺激を企図した引き下げ (図 1 を参照) があるが、PBOC は過去に今回と同様に「金融調節手法の入れ替え」を企図した預金準備率の引き下げを行った実績はない。

<sup>1</sup> Medium-term Lending Facility: 零細企業・農業融資促進を目的とした PBOC による銀行に対する期間 3 ヶ月から 1 年の資金供給。

<sup>2</sup> Macro Prudential Assessment: 自己資本比率や不良債権比率等の複数の項目により金融機関の経営状態をスコアリングする制度。

【図1】 預金準備率の推移



(出典：PBOC)

#### 4. PBOCの資金供給ツール

PBOCは預金準備率の引き下げに加え、主に公開市場操作（リバースレポ等）・MLFにて1年以内の資金供給を、PSL<sup>3</sup>にて1年以上の資金供給を行っている（図2を参照）。

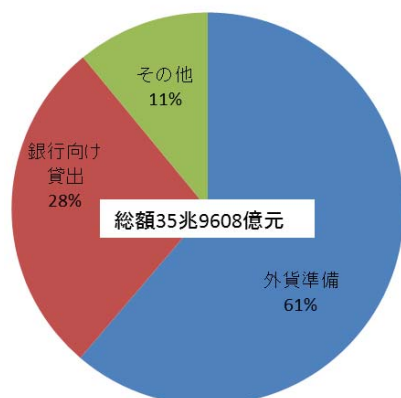
【図2】 PBOCの主な資金供給ツール

| ツール名                              | 期間             | 目的               |
|-----------------------------------|----------------|------------------|
| リバースレポ                            | 7日・14日・28日・63日 | 金融市場の資金量調整       |
| MLF(Medium-term Lending Facility) | 3ヶ月・6ヶ月・1年     | 零細企業・農業関連等向け融資促進 |
| PSL(Pledged Supplemental Lending) | 1年以上           | インフラ建設等への融資促進    |

(出典：PBOC)

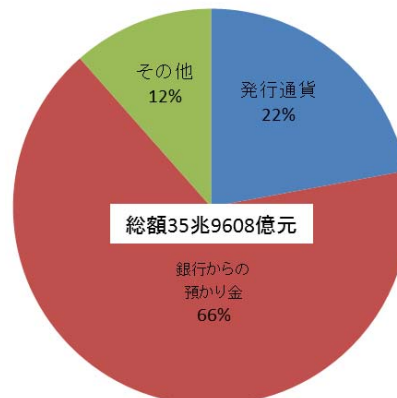
2018年3月末時点のPBOCの銀行向け貸出は資産の約28%、銀行からの預かり金は負債の約66%（図3、4を参照）であり、リバースレポ、MLF、PSL等による資金供給は主に銀行からの預かり金を原資に実施されていると考えられる。

【図3】 PBOC資産構成比率



(出典：PBOC)

【図4】 PBOCの負債構成比率



(出典：PBOC)

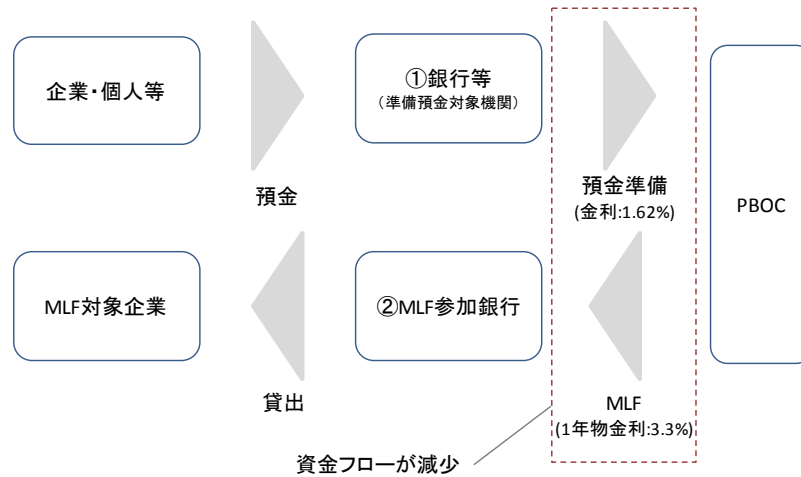
<sup>3</sup> Pledged Supplemental Lending: インフラ建設等への融資促進を目的としたPBOCによる銀行に対する長期間の資金供給。

5. 金融調節手法入れ替えの影響

(1) 資金調達コスト削減

今回の引き下げによる資金供給効果約1兆3,000億元の内9,000億元はMLFの早期返済に充当された。つまり、預金準備金・MLF間の資金フロー(図5を参照)が9,000億元分縮小したこととなり、銀行の資金調達コストは減少した(2018年4月末時点の預金準備金利:1.62%、1年物MLF借入金利:3.3%)。PBOCによると当該コスト削減の目的は、銀行の企業へ対する長期貸出の促進である。

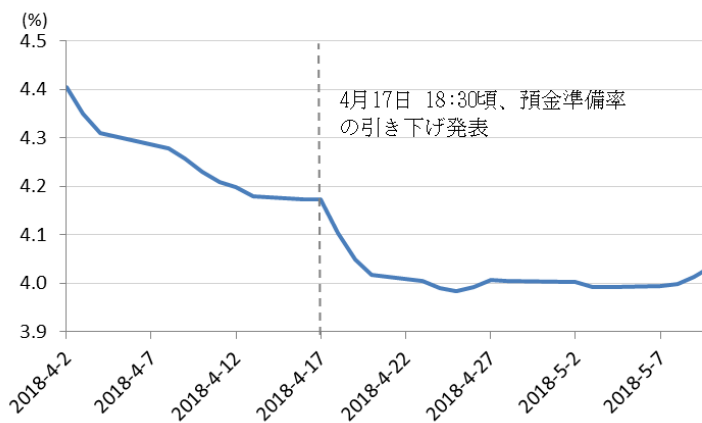
【図5】 預金準備金とMLFの資金フロー



(2) 短期金利への影響

銀行の資金調達コストが減少したこと、および資金供給効果の内4,000億元が零細企業向け貸出に充当されるまで一時的な緩和効果をもたらすことを背景に短期金利は低下した(図6を参照)。

【図6】 Shibor 3M の推移



(出典: Bloomberg)

(3) 流動性構造の最適化

PBOCの発表内容によると今回の金融調節手法の変更の目的の1つは、流動性構造の最適化である。図5の①銀行等は対象が広範囲であることに対し、非公表ながら図5の②MLF参加銀行は限られており、MLF参加銀行と不参加銀行の間には資金偏在が存在している。

PBOCは流動性構造の最適化の内容について明言していないものの、この資金偏在の縮小が流動性構造の最適化を意図するのではないかと考えられる。

## 6. おわりに

『中国は発展途上であり、比較的高い預金準備率の維持が必要』とのコメントを PBOC は公表している。一方で現在政府はデレバレッジ等の金融リスクの抑制に注力しており、マネーサプライ (M2) を大幅に増加させるのではなく既に市中に投入されている資金の効率的な活用による経済刺激を行う方針を明言している。

今回の金融調節手法の入れ替えは市中への資金供給量を一定に保ったまま、銀行の資金調達コスト削減や資金偏在の縮小により零細企業を中心とした実体経済への資金供給が促進される効果を狙ったものであると考えられる。米中貿易摩擦拡大による経済成長鈍化懸念と金融リスク抑制という中国が抱える 2 つの難題に対して有効であり、質の高い経済成長を目指す現政権下では今後更なる預金準備率の引き下げが行われる可能性が高い。

なお、預金準備率 1% の引き下げが約 1 兆 3,000 億元の資金供給に相当すること、および足許の MLF 残高が約 4 兆元であることを考慮すると、今回と同様の方法で更に約 3% の預金準備率の引き下げが可能である。

預金準備率引き下げ以降、PBOC の政策スタンスに大幅な変化は見られないものの短期金利は低位安定している。今後も預金準備率の引き下げが行われた際は、銀行の資金調達コスト減少等の要因で短期金利が更に低下する余地がある。

以 上

(連絡先)

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部

E-mail : taro\_tokusada@cn.mufg.jp TEL : +86-(21)-6888-1666 (内線) 2976

**税務会計：国家税務総局が租税条約上の「受益者」認定問題を明確化**

KPMG中国  
税務パートナー  
華南地区日系企業サービス  
陳蔚 (Chen Vivian)

国家税務総局は租税条約における優遇措置適用の実施を推進し、「受益者」認定の解釈を更に明確にするため、2018年2月6日、「租税条約における『受益者』関連問題に関する国家税務総局の公告」(2018年第9号、以下、「9号公告」)を公布した。同公告は、2018年4月1日以降に発生する納税行為、かつ租税条約上の優遇税率適用を申請する場合に適用される。以下、9号公告の実施に伴い、外国企業が租税条約を活用し、中国源泉所得に対する優遇税率適用の変化及び企業側への影響について解釈する。

中国の税務法律・規定によると、外国企業が受け取る中国源泉の所得(利息、配当等權益性収益及び利息、賃料、ロイヤリティ、または持分譲渡所得等を含む)に対して、その所属する国または地区が中国と締結した租税条約において特定所得に対する優遇税率の適用を申請し、低減した税率で源泉所得税を納付することは可能となっている。租税条約に定める優遇税率の適用を享受するために、外国企業が所属国と地区の「受益者」認定を受けなければならない。これまで、税務機関が公布された一連の税務規定に基づき「受益者」の判断を行っていた。9号公告及び9号公告に添付している国家税務総局の公式的な事例解釈は今までの規定を統合し、と同時に「租税条約における『受益者』の解釈及び認定方法に関する国家税務総局の通達」(国税函〔2009〕601号、以下「601号公告」)、「租税条約における『受益者』の認定に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告2012年第30号、以下「30号公告」)は廃止となった。

「受益者」認定問題に関する従来の規定と比べ、9号公告は次の2点が特徴的である。1) 従前のセーフ・ハーバー・ルール(即ち、特定の条件が当てはまる場合、受益者認定を受けることができ、更なる実質的な経営活動などの判断を行う必要がない)を拡大する、2) 納税者の判断根拠に供するため、「実質的な経営活動」の認定要件を一層明確にするために詳細事例を列記した。ただし、提供された事例の一部の判断基準が厳格であり、実務上それに従う場合、納税者に不利な判断を下される可能性があるため、将来税務局による9号公告及び公開事例の運用に留意すべきである。

尚、9号公告の主な変更点は以下の通りである。

- 「受益者」の認定に当たる課税所得対象の範囲を明確化
  - 9号公告によれば、「受益者」の認定は、配当、利子及びロイヤリティに関する租税条約の条項を適用する。言い換えれば、財産の譲渡所得は「受益者」を認定すべき対象から外された。
- 優遇措置の適用範囲の拡大
  - 旧規定によると、外国居住者企業、又はその最終親会社が上場企業である場合に限り、セーフ・ハーバー・ルールを適用できる。9号公告により、優遇適用を受けられる外国所在地の上場会社(最終親会社が上場企業の場合を含む)のみならず、居住者個人若し



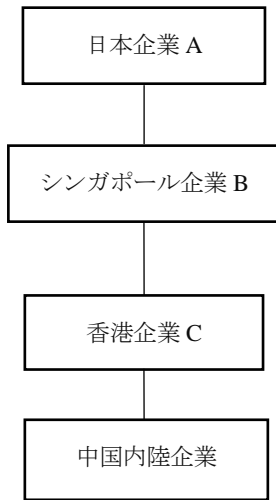
くは政府の場合もセーフ・ハーバー・ルールを適用できるようになった。

- 優遇税率の適用を申請する外国会社 A が「受益者」判定を満たしていない場合、その親会社 B と子会社 A が同一国（地区）に所在していなくても、親会社 B の経済的実質に基づき受益者認定条件を満たして、かつ親会社と子会社が所在する国は同一の租税条約優遇を適用できる場合、申請者 A 社は優遇措置を適用することが可能となる。
- 配当所得優遇適用に関する持分比率の時間基準
  - 9 号公告によれば、配当に関する租税条約優遇を適用する際に、当該公告に定めた持分比率は配当を取得する前連続 12 ヶ月以内に持分比率の要求を満たすことが明確になった。
- 「受益者」判定の不利な要件について
  - 「受益者」を判定する際に、601 号公告には、『形式より実質を重視する』との原則に基づき、実際状況を踏まえ分析・判断する」と規定していたが、9 号公告には、「実際状況を踏まえ総合的に分析する」としており、従来の「実質を重視する」原則を踏襲している。
  - 一方、申請者の受益者判定にあたる不利な条件としていくつかの変更点があり、下表にまとめる。

| 旧規定   | 9 号公告における新规定   | 留意点  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規定される期間（例えば所得を得てから 12 ヶ月）以内に所得税の全部若しくは殆ど（例えば 60%以上）を第三国の居住者へ支払う義務がある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規定される期間（例えば所得を得てから 12 ヶ月）以内に所得税の全部若しくは殆ど（例えば 50%以上）を第三国の居住者へ支払う義務がある。支払義務とは、約束義務と約束がないものの支払事実が発生した場合を含む。</li> </ul> | 1) 比率を 60%から 50%に低減した。<br>2) 支払い義務の履行を約束していない場合でも支払いが発生した場合には不利な要件を構成する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所得関連の財産或は権利のほか、その他経営活動がない又はほとんどない</li> <li>● 資産、規模及び配置人員が比較的少なく、所得金額と比べてアンバランスが出る。</li> <li>● 所得或は所得関連の財産又は権利に対して、申請者は支配権或は処置権を持たない又はほとんど持たず、リスクも負担しない又はあまり負担しない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従事する経営活動が実質的な経営活動となっていない。</li> </ul>  | 実質的な経営活動について、601 号公告にある規模や支配権の有無などの不利な要件は、9 号公告で 1 つに整合した。               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧規定の外国所在地の低税率要素（外国所在地に関連所得に対し課税しない若しくは免税する、又は徴税税率が非常に低い）、バック・トゥ・バックのローンと使用許可という不利な要件について 9 号公告でも保留されている。</li> </ul>  |  | 変化なし   |

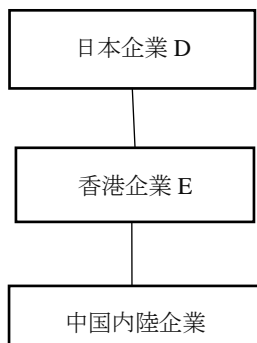
続いて、日系企業にもよく見られる事例を用いて、セーブ・ハーバー・ルールの適用範囲の拡大(事例1)及び「実質的な経営活動」の判断(事例2)について説明する。

**事例1：セーブ・ハーバー・ルールの適用範囲の拡大**



- 日本企業 A がシンガポール企業 B を通して、香港企業 C の持分 100%を有している。C は「受益者」条件を満たしておらず、B は「受益者」条件を満たしている。C は中国企業から配当を取得する。
- 旧規定によれば、C は租税条約の優遇適用を申請する際に、「受益者」条件を満たさないため、優遇税率の適用ができない。
- 9 号公告の公布により、中国・香港租税条約における配当に関する優遇措置は、中国・シンガポール租税条約に定める内容と同様であるため、C の 100%持分を保有する B が「受益者」条件を満たしていることにより、C は「受益者」条件を満たさなくても、「受益者」身分の認定ができる。

**事例2：「実質的な経営活動」の判断**



- 日本企業 D が、香港企業 E を通して中国企業の持分を所持している。E は中国企業から配当を取得する。
- E は投資・管理活動を行っているとは主張するが、業界研究やマーケティング分析など行っていない。E には 5 名の従業員がいるが、労働関係は D と締結している。過去に取得した配当金が再投資されていなく、口座に放置されている。中国企業の取締役は、E ではなく、D から派遣されている。中国企業の定款には、E が従業員の採用、トレーニング、融資、財務等を担当すると記載しているが、実際 E にはその仕事を担当する従業員がいない。
- 9 号公告の解釈によれば、上記の状況を総合的に判断して、E の履行する機能と負担するリスクは限定的であり、「実質的な経営活動」を行っていることは証明できない。

総じていえば、セーブ・ハーバー・ルール適用範囲の拡大や、「受益者」判断要件の明確など、9 号公告及びその公式的な解釈は納税者にとって有利な方向に改正を行った。一方、解釈に提供された事例において「受益者」の判断基準が厳格になっていることも見られる。従って、各地税務当局の実務上の運用と判断基準などに留意する必要がある。外国企業が租税条約の優遇を享受するため、「受益者」認定を申請する際に、会社の実際の状況を踏まえ、総合的に判断する必要があり、場合によっては経験を有する専門者の意見を求めることが望ましい。

(監修者連絡先)  
 KPMG 中国  
 華南地区日系企業サービス  
 税務パートナー  
 陳蔚 (Vivian Chen)  
 中国深圳市羅湖区深南東路 5001 号 華潤大廈 9F  
 Tel : +86-755-2547-1198      E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

| 拠 点     | 住 所   | 電 話              |
|---------|---|------------------|
| 北 京 支 店 | 北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階                      | 86-10-6590-8888  |
| 天 津 支 店 | 天津市南京路75号 天津国際大厦21階                         | 86-22-2311-0088  |
| 大 連 支 店 | 大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階                       | 86-411-8360-6000 |
| 無 錫 支 店 | 無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階                        | 86-510-8521-1818 |
| 上 海 支 店 | 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階                   | 86-21-6888-1666  |
| 深 圳 支 店 | 深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階                | 86-755-8256-0808 |
| 広 州 支 店 | 広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階                    | 86-20-8550-6688  |
| 成 都 支 店 | 成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階                      | 86-28-8671-7666  |
| 青 島 支 店 | 青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階                      | 86-532-8092-9888 |
| 武 漢 支 店 | 湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室              | 86-27-8220-0888  |
| 瀋 陽 支 店 | 遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室              | 86-24-8398-7888  |
| 蘇 州 支 店 | 江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15、16階            | 86-512-3333-3030 |
| 福 州 支 店 | 福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号 | 86-591-3810-3777 |
| 杭 州 支 店 | 浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号 | 86-571-8792-8080 |

三菱UFJ銀行

|                      |  |                                   |
|----------------------|--|-----------------------------------|
| 香 港 支 店              | 9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong           | 852-2823-6666                     |
| 九 龍 支 店              | 15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong | 852-2315-4333                     |
| 台 北 支 店<br>高 雄 出 張 所 | 台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階<br>台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階                  | 886-2-2514-0598<br>886-7-332-1881 |

## 【本邦におけるご照会先】

### 国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。